

観光立国推進基本計画の改定案に対するパブリックコメントの主なご意見及びそれに対する考え方

資料4-2

※計11の個人・団体より、39件のご意見をいただきました。

※ご意見のうち、観光立国推進基本計画の内容に関わるものについてのみ、「主なご意見」として整理を行っております。

※同趣旨のご意見はまとめて掲載しております。

No.	主なご意見の概要	ご意見に対する考え方
1	「1. はじめに」について、「モノ消費」も「コト消費」も、とする方が実態に即しており、全産業を巻き込んで2020年に8兆円のインバウンド消費額を目指す目標とも整合的である。	目標の達成には、「コト消費」のみならず「モノ消費」も重要であると考えております。当該部分は最近の旅行者の消費傾向を示した記述となります。
2	日本に定住する外国人が今後増加すると予測され、多文化共生社会が現実のものとなると考えられるが、観光がその準備の一助を担う役割について記述すべき。	「第1 2. (2)国際相互理解の増進」の、「観光振興を通じて、日常的に外国人旅行者をもてなし、全国津々浦々を舞台とした活発な異文化交流が育まれる社会を実現する。」「これにより、外国人旅行者とのふれあいを日常のことと考える意識の醸成が進み」の記載が、ご意見の趣旨と対応していると考えております。
3	「第2」で掲げられた目標が、努力目標なのか、実現しなければならない指標なのかが曖昧である。目標に対するKPI及びマイルストーン設定をすべき。また、目標と「第3」で記述されている各施策との関係を明確にすべき。	7つの基本的な目標は、全て到達すべき目標として位置づけています。参考指標は、目標達成状況の確認に活用することとしています。また、「第4 3. 施策の推進状況と計画の見直し」に、「毎年度当初に、目標の達成状況、施策の進捗状況に関する点検を行うとともに、施策の効果に関する評価を行う。観光庁は、関係省庁に対し、当該点検・評価の結果について翌年の施策に反映させるよう、働きかけを行う」と記載しています。
4	目標値について、訪日外国人旅行者数を2030年までに1億人、旅行消費額を30兆円とすることを前提に目標を設定すべき。	今回の基本計画は2020年までを目標年次とし、各目標・施策を定めています。2030年の目標についてのご意見につきましては、今後の施策立案の参考とさせていただきます。
5	シェアリングエコノミーの項目に、ホームシェア(民泊)について追記すべき。	ご意見を踏まえ、「1. (一)①エ シェアリングエコノミーサービスを活用した地域の観光振興」を修正いたします。
6	「第3 1. (一)②カ」について、道路空間の有効活用のためには道路占用許可のみならず、道路使用許可が不可欠であるため、道路交通法の規定に従って道路使用許可が適切に行われるべき旨の記載を追加すべき。	警察では、各種のイベント等が地域の活性化等に資する場合があることも踏まえ、既に、道路使用許可制度の適切かつ弾力的な運用及びその周知を図っているところであり、御意見も踏まえつつ、引き続き、制度の適切な運用、周知等に取り組んでまいります。
7	多言語対応により、表記文字の大きさが小さくなり、読みづらい場合がある。スペースが無い場合には、日・英の二ヶ国表記にすべき。	「第3 1. (一)②ク 観光地域における案内表示の整備等情報提供の充実」に、「公共交通機関、美術館・博物館、観光地等の外国人目線に立った多言語対応を強化・改善するため、多言語対応ガイドラインの普及を促進するとともに、多言語による案内表示等の整備を推進する。」と記載しています。 本ガイドラインでは、多言語については英語併記を基本とし、その他言語については施設特性や地域特性に応じ、視認性や美観等に問題が無い限り表記を行うことが望ましいとしております。
8	皇室関連施設の公開は、国事行為等に支障のない範囲であること等、一定の制限を設けるべき。	皇室関連施設の公開に当たり、参考とさせていただきます。

No.	主なご意見の概要	ご意見に対する考え方
9	夕方から夜(ナイトタイム)にかけて訪日外国人が地域でどう楽しむのかという視点が欠けている。観光地が昼間だけでなくナイトタイムにおける魅力を磨き上げ、ナイトタイムエコノミーを推進させるべき。	観光客等に対する夜の魅力ある過ごし方、ナイトミュージアムの施策について、「第3 4. (一)④シ 博物館・美術館等をはじめとする文化施設の充実」で「美術館・博物館については、資料の収集・保管・展示や調査研究等の機能の向上を支援するとともに、観光客やビジネスパーソン等に夜の魅力ある過ごし方を提供する観点から、夜間開館を推進する。」と記載しています。加えて、「第3 1. (二)⑥ソ 大都市における観光の推進」を修正いたします。
10	鉄道駅のバリアフリー化や無料Wi-Fiの整備、多言語表示の充実、ICカードの利用エリアの拡大・事業者間共通利用等、基本計画に記載された公共交通機関の受入環境整備に対する支援を充実すべき。	ご指摘の点も踏まえながら、引き続き必要な支援に努めて参ります。
11	「東京オリンピックまでにライドシェアを全国的に導入するための法環境整備」を盛り込むべき。	自動車による旅客の運送において、安全・安心の確保が最重要の課題と認識しています。安全・安心の確保を前提として、訪日外国人の利便性を高めることは極めて重要と考えているため、「1. (三)④イ.地域公共交通の活性化・再生」を修正致します。
12	「第3 2. 観光産業の国際競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成」について、観光産業に参入する場合の参入障壁やコストあるいはセーフティネットに対する議論が不十分。若い優秀な人材・企業の産業参入の機会を作るべき。また、海外の資本・企業あるいは人材による国内産業の活性化も図るべき。	「第1 2. (1)国民経済の発展」に、ご意見の趣旨が含まれていると考えております。また、海外の企業の誘致については、「第3 2. (一)①コ 海外の有能な観光関連企業の誘致」に記載しています。
13	「第3 2. 観光産業の国際競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成」について、海外への留学、海外の教育導入も視野に入れるべき。	観光分野における人材の育成に当たり、参考とさせていただきます。
14	観光産業における、労働環境の改善について記述すべき。	「第3 2. (二)①観光地域及び観光産業の国際競争力の強化に資する高等教育の充実」に、「今後も需要の増加が見込まれる観光産業において優秀な良質な人材を確保するために、生産性を向上させるとともに労働環境改善等を通じて離職率低下に向けて取り組む。」と記載しています。
15	民泊については、法整備のみならず、その運用にあたって、観光立国や空き家の有効活用の推進等の観点から過度に抑制的なものとならないようにすべきことを記載すべき。	今後の運用に当たり、参考とさせていただきます。
16	「第3 2. (一)①エ 特区民泊の拡大」について、旅館業法・建築基準法については、緩和措置が採られ、特区民泊認定を申請しやすくなっている。一方で、消防法で義務付けられている設備への費用負担を理由に、民泊事業を断念するケースも見受けられる。人命を守るという消防法の立法趣旨は損なわない範囲で、自動火災報知機の設置基準の緩和や小規模特定用途複合防火対象物の範囲拡大を、可能な限りで検討すべき。	いただいたご意見は特区民泊の拡大検討に当たり、参考とさせていただきます。

No.	主なご意見の概要	ご意見に対する考え方
17	「第3 3. 国際観光の振興」について、これまで利用してきたメディアについて十分に活用できていない。海外でのプロモーション戦略を海外で立てるべき。	「第3 3. (一)ア オールジャパンによる訪日プロモーションの実施」に、日本政府観光局ウェブページの外国人目線での更なる充実や現地目線でのプロモーション展開を市場毎に徹底することを記載しています。
18	現代の旅行者に対してはデジタルマーケティングが最も有効なマーケティングツールであり、当該デジタルマーケティング戦略を戦略的・統括的に行うための「政府CMO」を設置することを盛り込むべき。	「3. (一)① ア オールジャパンによる訪日プロモーションの実施」において、「また、日本政府観光局ウェブページの外国人目線での更なる充実や、スマホアプリの作成等ICTを活用して、個人旅行者にもきめ細やかに情報を提供する。…ICTも活用しつつ、各市場のニーズ等を把握し、現地目線でのプロモーション展開を市場毎に徹底するとともに、事業実施に当たって成果の管理を徹底する。」に記載があるように、訪日プロモーションの実施機関であるJNTOにおいて、デジタルマーケティングの取組を強化する旨を記載しています。また、実施に際しては専門人材の強化を検討しております。
19	観光ビザを取得しやすくすることには賛成であるが、ビザ免除には反対である。	ビザ発給要件の緩和の検討に当たり、参考とさせていただきます。
20	アウトバウンドの振興やツーウェイツーリズムの推進は、国内観光業者やDMO等の人材のレベルアップにも貢献するため、一層記載を充実させるべき。	アウトバウンドの振興やツーウェイツーリズムの推進も重要な施策として考えており、「第3 3. (二)②我が国と外国との間における地域間交流の促進」に位置づけております。
21	訪日外国人旅行者の増加により、外国人の犯罪が増加することのないよう、対策をとるべき。	「第3 4. (四)②オ テロ対策及び犯罪対策の推進」に、「『世界一安全な日本』創造戦略」(平成25年12月10日犯罪対策閣僚会議決定・閣議決定)等に基づき、各種テロ対策及び犯罪対策を推進することにより、テロや犯罪による被害の発生を未然に防止する。」と記載しています。
22	「第4 観光立国の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項」について、観光旅行者受入にあたっては、地域において、住民への配慮や、観光客と地域住民を分離する等の対策をすべき。	「第4 1. 多様な関係者の適切な役割分担と連携・協力の強化」に、観光関係事業者は、「住民の福祉に配慮しつつ、満足度の高い魅力ある観光地域の形成に努める」と記載しています。また、観光立国の実現には地域の住民が主体的に観光地域づくりに参加することが重要であり、引き続き住民の理解の増進に取り組んで参ります。
23	「第4 3. 施策の推進状況の点検と計画の見直し」について、レジャーでの海域利用を促進する等、海運の活性化によりローコストで魅力的な移動手段の提供につなげていくべき。	船旅の活性化については、「第3 4. (五)②ウ 旅客航路の観光利用促進」に観光旅行者が船旅を利用しやすい環境整備を促進する旨を記載しています。また、レジャー目的での海域の利用の促進については、「第3 1. (二)⑥シ マリンレジャーを活用した地域観光の振興等」に、マリンレジャーの体験機会の提供を促進する旨を記載しています。
24	観光先進国への実現を目指すにあたり、観光庁がリーダーシップをとるべき。	ご意見として承り、計画の推進に当たって適切に対処して参ります。
25	その他、表記に関するご意見。	ご意見を踏まえ、必要な箇所について本文の修正を行いました。